

食品安全委員会（第847回会合）議事概要

日 時：令和4年2月15日（火） 14：00～14：32
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：山本委員長外6名
動画配信：一般2名、行政機関1名

（1）企画等専門調査会における審議結果について

- ・令和3年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について

→事務局から説明

本件について、いずれの提案も企画等専門調査会における「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日食品安全委員会決定）において定める選定基準に該当しないことから、「自ら評価」の案件としないこととなった。

- ・令和4年度食品安全委員会運営計画について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとなった。

- ・令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について

→事務局から説明

令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画については、報告された案のとおり決定することとなった。

（2）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「ジアベリジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「動物用ワクチンに添加剤として使用される成分（硫酸マンガン）」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員から説明

本件について、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考える。さらに、本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の『人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき』に該当すると認められるとともに、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続きは行わないこととする。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「JPBL008株を利用して生産された α -アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「JPBL009株を利用して生産された α -アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「JPBL010株を利用して生産された α -アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「『JPBL008株を利用して生産された α -アミラーゼ』『JPBL009株を利用して生産された α -アミラーゼ』及び『JPBL010株を利用して生産された α -アミラーゼ』については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

(4) 令和4年度食品安全モニターの依頼について

→事務局から説明

案のとおり令和4年度食品安全モニターの依頼手続を行うこととなった。